



# 学 生 便 覧

三草会札幌看護専門学校

## 目次

教育理念	1
平面図	2
1 学則	
第1章 総則	3
第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日	3～4
第3章 教育課程、授業時数及び教員組織	4～6
第4章 入学、休学、復学、退学、転入学	6～7
第5章 卒業	8
第6章 賞罰	8
第7章 入学金、授業料その他の納付金	8～9
第8章 その他	9
第9章 雑則	9
(別表第1号) 教育課程	10
(別表第2号) 生徒納付金	11
2 細則	
第1章 休業日及び授業時間及び出欠席の取扱いに関する事項	12～13
第2章 成績評価、単位の認定に関する事項	14～16
第3章 入学、休学、復学、退学、転入学等に関する事項	17
第4章 入学金・授業料・各種手数料等に関する事項	18～19
第5章 健康診断・管理に関する事項	20～21
第6章 図書管理に関する事項	22～24
第7章 校舎の管理に関する事項	25
3 規程	
1) 学生心得	26～30
2) 複合科目の単位認定について(1学年)	31
3) 複合科目の単位認定について(2学年)	32
4) 複合科目の単位認定について(3学年)	33
5) 科目の履修	34～35
6) 臨時休校の取り扱い事項	36
7) 感染症の取り扱い事項	36～37
8) 奨学金について	38
9) 授業料の減免に関する事項	39
10) 褒賞規定に関する事項	39
11) 納付金未納に関する事項	39
12) 学校傷害保険加入について	39
13) 様式一覧表	40
14) 各種届の種類と取り扱い	41～42
15) 主な届出様式	43～55

## 教育理念

三草会は「あることの尊さのアプローチ(一緒に治る喜びを分かち合おう)」が基本理念である。理念の核は「人間の尊厳」と「人間愛」である。

「人間の尊厳」とは、人としての尊厳を重んじ、生命を尊び個人の価値観・権利を尊重する事である。

「人間愛」とは、豊かな感情体験の中で人を愛する思いやりの心、他者の痛み苦しみに寄り添い慈しみ、あたたかも自分の事のように感じられる優しい心をもつ事である。

この2つの精神を基盤とし社会医療法人と社会福祉法人の2つを併せ持つ三草会は、健康であっても、障害があっても、ひとりの人間として個人の生活に着眼し、疾病の予防、健康の維持増進、健康回復のために保健・医療・福祉が連携・協働しあい、それぞれの役割機能を発揮し、心を合わせて一体化となり、人々の幸福と健康的な生活の向上を目指して社会貢献している。

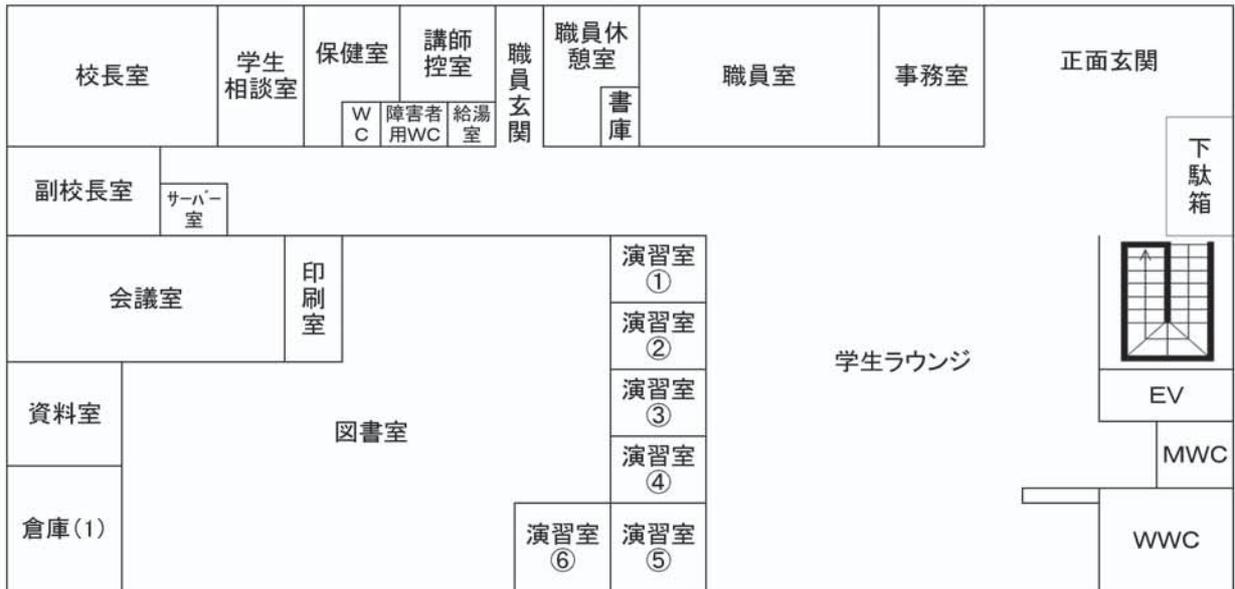
以上から三草会の「人間の尊厳」と「人間愛」の理念を基盤とし、三草会札幌看護専門学校は教育理念を

「人間の尊厳と人間愛の精神が学生ひとりひとりに根づき、変化し続ける社会の中で看護を実践できるための基礎的能力を養い、人々の健康と幸福な生活の向上を目指し、保健・医療・福祉の中で社会に貢献できる専門職業人の育成を行う」とする。

学生個々を一人の人格を有する人間として尊重し、教育倫理に基づいた信頼関係の構築を基本姿勢とし、目標に向かって自己成長していく過程を支援していく。

# 三草会札幌看護専門学校 平面図

## 1階



## 2階



## 3階



# 学則・細則

# 三草会札幌看護専門学校学則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 三草会札幌看護専門学校は、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）及び保健師助産師看護師法（昭和23年7月30日法律第203号）に定める看護師養成施設として、人間の尊厳と人間愛の精神がひとりひとりに根づき、変化し続ける社会の中で看護を実践できるための基礎的能力を養い、人々の健康と幸福な生活の向上を目指し、保健・医療・福祉の三位一体で、社会に貢献できる専門職業人の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、三草会札幌看護専門学校（以下「本校」とする。）と称する。

(位置)

第3条 本校は北海道札幌市東区北36条東1丁目4番12号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら学校評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要事項は細則に定める。

## 第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程、学科、修業年限、定員、学級数)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

分野	課程	学科	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	学級数
医療	専門課程	看護学科	昼間	3年	40	120	3

2 一つの授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、40人を標準とする。

(在学年限)

第6条 生徒は、6年を超えて在学することはできない。

(学年、学期の終始期)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて2学期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
  - (3) 夏季休業日 4週間
  - (4) 冬季休業日 4週間
  - (5) 春季休業日 2週間
  - (6) 学校設立記念日 2月1日
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第3号から第5号の休業は、必要に応じて変更することができる。
- 3 校長は、教育上特に必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、第1項の休業日に授業を行うことができる。この場合、授業日を休業日に振り替えることがある。
- 4 震災・火災・水害・伝染病等その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

### 第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程、単位数及び授業時数)

第9条 本校の教育課程、単位数及び授業時数は別表第1号のとおりとする。

- 2 別表第1号に定める授業時数の1時間は45分とし、1講義は2時間を90分、臨地実習の1時間は60分とする。

(授業時数の単位数への換算)

第10条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して範囲を定める。

- 2 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、次の各号による。
- (1) 講義及び演習は、15時間から30時間をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 臨地実習は、45時間をもって1単位とする。

(成績評価等)

第11条 授業科目の成績評価は、科目終了後に行う試験、実習の結果及び履修状況等を総合的に勘案して行う。

- 2 前項の成績評価は、1科目100点を満点として、優(80点以上)、良(70点以上79点以下)、可(60点以上69点以下)及び不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。

- 3 授業の出席時間数が教育課程（別表第1号）に掲げる各授業科目の時間数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。ただし、その理由が正当なものであり、校長が必要と認めた者には補習の機会を与え、評価を受けることができる。
- 4 学科試験を欠席又は臨地実習を受けられなかった者に対しては、その理由が正当なものであり、校長が必要と認めた者には追試験及び追実習の機会を与えることができる。
- 5 成績評価が合格点に達しない者に対しては、当該授業科目について再試験、又は再実習を受ける機会を与える。
- 6 前項の実施に関し、必要事項は細則に定める。

（単位の認定）

第12条 校長は、教育課程（別表第1号）の授業科目を履修し前条に規定する成績評価に合格した者に対して、単位・卒業認定会議を経て単位を認定する。

- 2 大学や他の専修学校等における授業科目の履修の認定については、次の各号に掲げる者に係る当該各号に定める授業科目について、当該者からの申請に基づき、その既習の学習内容を評価し、当該授業科目の教育内容に相当すると認める場合には、単位の認定を行うことができる。

（1）保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年8月10日文部省・厚生省令第1号）別表3及び3の備考2に規定されている教育内容と同一の内容科目を履修した者 本校の教育課程に基づき、基礎分野・専門基礎分野における科目

（2）社会福祉士法及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者 本校の教育課程に基づき、基礎分野における科目

- 3 前項の規定により単位の認定を行うことができる単位数の合計は、教育課程（別表第1号）に定める総取得単位数の2分の1を超えないものとする。
- 4 単位不認定者の再履修及び既修得単位の認定に関し、必要事項は細則に定める。

（始業及び終業時刻）

第13条 本校の学内における授業時間は、原則として午前9時から午後4時10分までとする。ただし、校長が教育上必要と認めた場合は、始業及び終業時刻を変更することができる。

（教員組織及び運営）

第14条 本校に次の教職員を置く。

- （1）校長 1名 （2）副校長 1名 （3）教務主任 1名
- （4）実習調整者 1名 （5）専任教員 8名以上 （6）非常勤講師 50名以上
- （7）実習指導教員 数名 （8）事務長 1名 （9）事務職員 3名
- （10）学校医 1名 （11）カウンセラー 1名

- 2 校長は、前項に規定する他、必要に応じて教職員を置くことができる。

- 3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 4 教職員の職務に関し、必要事項は細則に定める。

(会議)

第15条 本校に学校の管理・運営に関する重要事項を審議するため、次の会議を設ける。

- (1) 運営会議 (2) 教職員会議 (3) 教務会議 (4) 実習会議
- (5) 実習指導者会議 (6) 単位・卒業認定会議 (7) 入学試験会議
- (8) 自己点検・評価会議

- 2 校長は、前項に規定する他、必要に応じて別に会議を設けることができる。
- 3 会議に関し、必要事項は細則に定める。

## 第4章 入学、休学、復学、退学、転入学

(入学資格)

第16条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- 2 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者。
- 3 学校教育法90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者。(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- 4 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
- 5 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- 6 文部科学大臣の指定した者。
- 7 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- 8 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者。
- 9 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入學させる専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者。
- 10 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達した者。

(入学時期)

第17条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学出願手続)

第18条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要事項を記入し、別表第2号に定める入学検定料を添えて指定の期日までに入学試験手続を完了しなければならない。

(入学者の選考)

第19条 前条に規定する入学出願手続を終了した者に対して入学者選考を行い、入学者を決定する。

2 入学者の選考に関し、必要事項は細則に定める。

(入学手続及び許可)

第20条 前条の規定する入学者選考に合格した者で入学の許可を受けようとする者は、指定期日までに、細則に定める指定の書類、入学金等の納付金を添えて入学手続をとらなければならない。

2 校長は、前項の手続を終了した者に対して、入学を許可する。

(転入学)

第21条 他の看護師学校・養成所（3年課程）において、1年以上履修した者で本校に転入学又は編入学(以下「転入学」という。)を希望する者があるときは、校長は欠員がある場合に限り、選考の上転入学を許可することができる。

2 前項の転入学に関し、必要事項は細則に定める。

(休学)

第22条 生徒は疾病その他特別の事由により、引き続き1ヶ月以上休学し修学できない時は、その事由を詳細にし、保証人連署の上で校長に休学願を提出し、許可を得て休学することができる。

2 前項の場合において、休学が疾病による場合は医師の診断書を添付しなければならない。

3 疾病などのため修学が不適切と認められる生徒に対しては、校長は休学を命ずることがある。

4 休学の期間は1ヶ月以上1年以内とする。但し、校長が特別な事由があると認められた者は更に1年間に限り延長することができる。

5 休学の期間は在学年限には含まれない。

(復学)

第23条 休学期間満了の場合、又は休学期間にその理由が消滅したときは、復学願を保証人連署の上で校長に提出し、許可を得て復学することができる。

(退学)

第24条 退学しようとする者は、退学願を保証人連署の上で校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 次の各号に該当する場合は退学とする。

(1) 退学願を申し出て退学を認められた場合

(2) 懲戒により退学を命ぜられた場合

(3) 単位未修得で、通算して在籍年限で定められた年数を超える場合

## 第5章 卒業

(卒業)

- 第25条 校長は、本校の定める教育課程（別表第1号）における履修規程単位を全て修得した者に対して卒業を認定する。
- 2 校長は、卒業を認定した者に対して卒業証書（別表第3号）を授与する。

## 第6章 賞罰

(褒賞)

- 第26条 校長は生徒が成績、性行ともに優秀で他の模範となる者について褒賞することができる。
- 2 褒賞に関し、必要事項は細則に定める。

(懲戒)

- 第27条 校長は、本校の規則に違反し、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認めた場合は、生徒に懲戒を加えることがある。
- 2 懲戒は、訓告・停学及び退学とする。
- 3 退学は、次の各号に該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で、卒業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなく授業への出席が常でない者
  - (4) 本校の秩序を乱し、その他生徒の本分に著しく反した者
  - (5) 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
  - (6) 休学期間を超えてなお復学できない者

## 第7章 入学金、授業料その他の納付金

(納付金)

- 第28条 本校の入学検定料、入学金及び授業料等は、別表第2号のとおりとする。
- 2 既に納付した納付金は、返還しない。ただし、入学手続きを完了した者で、3月31日迄に入学辞退届を提出した者（推薦入学者は除く。）については、納入金のうち入学金を除いた金額を返還する。
- 3 前期又は後期の全期間を休学する時は、その期分の納付金を免除する。
- 4 休学により納付金の免除を受けていた生徒が復学したときは、その期分からの納付金を納付しなければならない。
- 5 第3項の規定により納付金を免除された者は、在籍料を納付するものとする。
- 6 前期・後期の途中で退学を許可又は退学を命ぜられた場合においては、その期の納付金を納付しなければならない。

7 納付金納入の督促に応じず、指定の期日までに納付金を完納しない者については、連帯保証人に連絡し督促をする。

8 納付金、各種手数料の取り扱い及び学納金納入不履行の措置に関し、必要事項は細則に定める。

(授業料の減免)

第29条 前の学年における学業成績・態度ともに優秀で他の模範となると認められた生徒については、次の学年に係る授業料の一部を免除することができる。

2 授業料の減免に関し、必要事項は細則に定める。

(除籍)

第30条 各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- (1) 休学の期間を超えてもなお復学若しくは退学の手続をしない者
- (2) 死亡又は行方不明の届け出があった者
- (3) 督促にもかかわらず、理由がなく学納金の納入が2ヶ月以上履行されない場合
- (4) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認められる者

## 第8章 その他

(健康診断)

第31条 生徒の健康状態を把握するため定期健康診断を毎学年毎に1回実施する。

2 生徒の健康診断・健康管理に関し、必要事項は細則に定める。

(図書室)

第32条 本校に図書室を置く。

2 図書室には、生徒及び教職員閲覧に供する図書、文献及び研究資料を収集し管理する。

3 図書の管理及び図書室の管理運営に関し、必要事項は細則に定める。

(校舎管理)

第33条 校舎の管理に関し、必要事項は細則に定める。

## 第9章 雑 則

(施行細則)

第34条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

三草会札幌看護専門学校 教育課程 別表第1号

	科目	単位数	時間数		計	備考
			講義	実習		
基礎分野	看護物理学	1	30		30	
	論理学	1	30		30	
	国語表現法	1	15		15	
	英語Ⅰ	1	30		30	
	英語Ⅱ	1	30		30	
	情報科学と統計	1	30		30	
	心理学	1	30		30	
	コミュニケーション	1	30		30	
	文化人類学	1	30		30	
	倫理学	1	30		30	
	音楽と表現技法	1	30		30	
	社会学	1	30		30	
	教育学	1	30		30	
	小計	13	375		375	
専門基礎分野	解剖生理学Ⅰ	1	15		15	
	解剖生理学Ⅱ	1	30		30	
	解剖生理学Ⅲ	1	30		30	
	解剖生理学Ⅳ	1	30		30	
	病理学総論	1	15		15	
	生化学	1	30		30	
	栄養学	1	15		15	
	人の生活と食事	1	15		15	
	薬理学	1	30		30	
	臨床検査	1	15		15	
	微生物学	1	30		30	
	病態と治療Ⅰ	1	30		30	
	病態と治療Ⅱ	1	30		30	
	病態と治療Ⅲ	1	30		30	
	治療法概論	1	30		30	
	総合医療論	1	30		30	
	社会福祉	1	30		30	
	地域医療論	1	15		15	
関係法規	1	30		30		
リハビリテーション	1	15		15		
公衆衛生学	1	15		15		
小計	21	510	0	510		
専門分野Ⅰ	基礎看護学					
	看護学概論	1	30		30	
	共通援助技術	1	15		15	
	生活援助技術Ⅰ	1	30		30	
	生活援助技術Ⅱ	1	30		30	
	生活援助技術Ⅲ	1	30		30	
	フィジカルアセスメント技術	1	30		30	
	診療援助技術	1	30		30	
	看護展開技術	1	30		30	
	生活援助技術実践	1	30		30	
	臨床看護総論	1	30		30	
	看護研究	1	30		30	
	臨地実習					
	基礎看護学実習Ⅰ	1		45	45	
基礎看護学実習Ⅱ	2		90	90		
小計	14	315	135	450		
専門分野Ⅱ	成人看護学					
	成人看護学総論Ⅰ	1	15		15	
	成人看護学総論Ⅱ	1	30		30	
	成人看護学方法論Ⅰ	1	30		30	
	成人看護学方法論Ⅱ	1	30		30	
	成人看護学方法論Ⅲ	1	30		30	
	成人看護学方法論Ⅳ	1	30		30	
	老年看護学					
	老年看護学総論Ⅰ	1	15		15	
	老年看護学総論Ⅱ	1	30		30	
	老年看護学方法論Ⅰ	1	30		30	
	老年看護学方法論Ⅱ	1	30		30	
	小児看護学					
	小児看護学総論Ⅰ	1	15		15	
	小児看護学総論Ⅱ	1	30		30	
	小児看護学方法論Ⅰ	1	30		30	
	小児看護学方法論Ⅱ	1	30		30	
	母性看護学					
	母性看護学総論Ⅰ	1	15		15	
	母性看護学総論Ⅱ	1	30		30	
	母性看護学方法論Ⅰ	1	30		30	
	母性看護学方法論Ⅱ	1	30		30	
	精神看護学					
	精神看護学総論Ⅰ	1	15		15	
	精神看護学総論Ⅱ	1	30		30	
	精神看護学方法論Ⅰ	1	30		30	
	精神看護学方法論Ⅱ	1	30		30	
	臨地実習					
成人看護学実習Ⅰ	2		90	90		
成人看護学実習Ⅱ	2		90	90		
成人看護学実習Ⅲ	2		90	90		
老年看護学実習Ⅰ	2		90	90		
老年看護学実習Ⅱ	2		90	90		
小児看護学実習	2		90	90		
母性看護学実習	2		90	90		
精神看護学実習	2		90	90		
小計	38	585	720	1305		
統合分野	在宅看護論					
	在宅看護論総論Ⅰ	1	15		15	
	在宅看護論総論Ⅱ	1	30		30	
	在宅看護論方法論Ⅰ	1	30		30	
	在宅看護論方法論Ⅱ	1	30		30	
	看護の統合と実践					
	看護管理	1	30		30	
	安全教育	1	15		15	
	災害看護	1	15		15	
	看護技術統合実践	1	30		30	
臨地実習						
在宅看護論実習	2		90	90		
看護統合実習	2		90	90		
小計	12	195	180	375		
総計	98	1980	1035	3015		

# 生徒納付金 別表第2号

学 科	入学検定料	入学金	授業料 (年額)	実習費 (年額)	維持費 (年額)	在籍料	摘 要
看護学科	20,000円	200,000円	700,000円	(1年次) 200,000円 (2年次) 200,000円 (3年次) 300,000円	100,000円	(通期休学) 100,000円 (半期休学) 50,000円	「授業料等の納入」  ◎第1学年の前期授業料等は入学金と共に入学手続き時に納入

(注) 3月31日までに入学辞退の意志表示をした者(推薦入学で合格した者を除く)については、入学金以外を返還する。